

## 5. 勧告

是正勧告(対象機関:市長(福祉健康部))

2001年12月12日

藤沢市発行「広報ふじさわ」内「休日等の急患診療について」の記載内容の是正について

### 1. 是正勧告の趣旨

藤沢市発行「広報ふじさわ」内「休日等の急患診療について」の記載内容について、以下の趣旨に沿った是正がなされるよう求めます。

- (1) 北休日・夜間急病診療所の診療体制として、23時以降は内科医が乳幼児を診ているということを明記すること
- (2) メディカルセンターならびに北休日・夜間急病診療所の運営主体を明記すること
- (3) (2) 診療所内における急患診療が一次救急であるという点について明記すること

### 2. 是正勧告の理由

#### (1) 本是正勧告について

オンブズマンは、2001年10月17日付苦情調査結果通知書において、市に対して、上記内容の申し入れを行いました。その後「広報ふじさわ」12月10日号までに改善がなされておりません。したがって、この件について、今回、オンブズマンの自己発意に基づき、市に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するものであります。

#### (2) 本是正勧告の理由について

藤沢市発行の「広報ふじさわ」内「休日等の急患診療について」の記載内容では、「内科・小児科」の診療時間として「土曜日は午後6時～翌朝8時、日曜、祝日は午前9時～翌朝8時」と記載がなされています。通常、上記広報の記載内容を素直に読めば、「内科・小児科」それぞれの専門医が上記の時間帯に詰めているものと解釈するものと思われれます。しかしながら、現在同診療所においては、23時以降は、小児科医が常勤しておらず、内科医が乳幼児を診るといった態勢がとられております。広報記載の内容と実際の診療態勢には齟齬があるものとオンブズマンは考えます。従って広報の記載内容は現実の態勢に即したものに訂正されなければならないと判断します。

また上記1(2)診療所の運営主体が明記されておらず、一見すべて藤沢市が行っているかのような誤解を生ぜしめるおそれがあります。このことは、医療上問題が生じた際に責任の所在を明確にするという観点からみて好ましいことではないと判断します。

さらに、上記1(2)診療所における診療はあくまでも一次救急であって、通常の病院におけるような専門医による診断・処置がなされるものではありません。この点も、広報の記載内容からはその内容が市民に明確に伝わらないおそれがあると考えます。

以上の諸点について、市民が誤解することのないよう、上記広報の記載内容は現実の態勢に即した内容に、さらに本件問題は市民の健康・安全に直接に関係する重大な問題であることを考慮して、速やかに訂正されることを求めます。

以上

上記勧告につきましては、次のとおり是正いたしますので報告します。

(1) 広報ふじさわの掲載内容について

市広報課を通じ、2002年1月10日号広報の表記より、勧告の趣旨に則り変更する。

(2) 「市民便利帳」の表記について

新年度発行の「市民便利帳」の表記について、勧告の趣旨に則り変更する。

是正表記

※休日・夜間急病診療所及び北休日・夜間急病診療所は、藤沢市医師会が運営しています。

※北休日・夜間急病診療所の午後11時以降の診療は、内科医が小児科を含む、一次（初期）救急を担当します。（なお、この表記については、2002年5月25日号広報より、「従来、北休日・夜間急病診療所の午後11時以降の診療は、内科医が小児科を含む一次（初期）救急を担当していましたが、市民病院で小児救急を始めましたので午後11時以降は、市民病院をご利用ください。」と変更されました。）

以上